

文教委員会議案説明資料

令和7年3月13日

件名	頁
(子ども家庭部)	
1 第32号議案	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 … 2
2 第33号議案	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 … 13
3 第34号議案	足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例…………… 20
4 第35号議案	訴えの提起について…………… 23
5 第36号議案	火災に関する和解について…………… 25
6 第37号議案	足立区立保育所の指定管理者の指定について…………… 26

(教 育 委 員 会)

第 3 2 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例																
所管部課名	子ども家庭部 幼稚園・地域保育課 子ども家庭部 子ども政策課、保育・入園課、私立保育園課																
内 容	1 概要 特定地域型保育施設等における業務負担軽減や利用する保護者の利便性向上を図るため、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正された。そのため、足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正を行う。 2 改正内容 (1) 受皿連携施設の確保不要（第 4 2 条） 小規模保育・保育ママを卒園する子どもたちについては、一般の保育所申込に先行して利用調整を行い、入園の選考基準となる保育指数を高くし、優先的に次の保育所に入れる措置を講じているため、卒園後の受入れのための連携施設の確保を不要とする。 (2) 特定子ども・子育て支援施設等の運営基準（第 5 3 条～第 6 1 条） 幼稚園預かり保育や認可外保育施設、一時預かり事業等について、運営に関する基準を定める。 <table border="1"> <tr> <th>項 目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>支援の提供記録</td><td>支援の提供日時、支援の具体的内容</td></tr> <tr> <td>利用料の受領</td><td>締結した契約により定められた支援提供の対価の受領</td></tr> <tr> <td>領収証の交付</td><td>支払を受けた際の領収書の交付</td></tr> </table> (3) 電磁的記録（デジタル形式）（第 6 2 条） 特定教育・保育施設、特定地域型保育施設、特定子ども・子育て支援施設は、当該条例において書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録（デジタル形式）により行うことも可能とする。 3 新旧対照表 P 3～1 2 のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日 【参考】教育・保育施設一覧 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>施設・事業名</th></tr> <tr> <td>特定教育・保育施設</td><td>幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、保育所</td></tr> <tr> <td>特定地域型保育施設</td><td>小規模保育、家庭的保育（保育ママ）</td></tr> <tr> <td>特定子ども・子育て支援施設</td><td>幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業</td></tr> </table>	項 目	内 容	支援の提供記録	支援の提供日時、支援の具体的内容	利用料の受領	締結した契約により定められた支援提供の対価の受領	領収証の交付	支払を受けた際の領収書の交付	種 別	施設・事業名	特定教育・保育施設	幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、保育所	特定地域型保育施設	小規模保育、家庭的保育（保育ママ）	特定子ども・子育て支援施設	幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
項 目	内 容																
支援の提供記録	支援の提供日時、支援の具体的内容																
利用料の受領	締結した契約により定められた支援提供の対価の受領																
領収証の交付	支払を受けた際の領収書の交付																
種 別	施設・事業名																
特定教育・保育施設	幼稚園（新制度移行園）、認定こども園、保育所																
特定地域型保育施設	小規模保育、家庭的保育（保育ママ）																
特定子ども・子育て支援施設	幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業																

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業_____の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第55号 改正 令和元年10月1日条例第14号 令和2年3月25日条例第18号 令和5年3月24日条例第12号 令和5年7月10日条例第55号 令和6年7月11日条例第40号 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業_____の運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条―第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条―第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条―第50条） 第3節 特定地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） <u>（新設）</u>	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年9月30日条例第55号 改正 令和元年10月1日条例第14号 令和2年3月25日条例第18号 令和5年3月24日条例第12号 令和5年7月10日条例第55号 令和6年7月11日条例第40号 令和7年●月●日条例第●号 足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 目次 第1章 総則（第1条―第3条） 第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第4条） 第2節 運営に関する基準（第5条―第34条） 第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条） 第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準 第1節 利用定員に関する基準（第37条） 第2節 運営に関する基準（第38条―第50条） 第3節 特定地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条） <u>第4章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条―第61条）</u>

改正前	改正後
<u>第4章 事務の委任（第53条）</u> 付則 第1章 総則 (中略) (<u>特定教育</u>・保育の提供記録) 第12条 (略) (中略) 第36条 1～2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中_____ _____ _____「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 (中略) (特定教育・保育施設等との連携)	<u>第5章 雑則（第62条・第63条）</u> 付則 第1章 総則 (中略) (<u>教育</u>・保育の提供記録) 第12条 (略) (中略) 第36条 1～2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「<u>特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）</u>」とあるのは「<u>特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）</u>」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 (中略) (特定教育・保育施設等との連携)

改正前	改正後
<u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) (中略) <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	<u>1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) (中略) <u>第4章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(趣旨)</u> <u>第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等(法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。)の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。</u> <u>(教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録)</u> <u>第54条 特定子ども・子育て支援提供者(法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第1項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。</u> <u>(利用料及び特定費用の額の受領)</u> <u>第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けるこ</u>

改正前	改正後
	<u>設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第7条第10項第5号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。</u> <u>(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)</u>
(新設)	<u>第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。</u> <u>(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)</u>
(新設)	<u>第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。</u> <u>(秘密保持等)</u>
(新設)	<u>第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</u> <u>3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければな</u>

改正前	改正後
<u>(新設)</u> <u>第4章 事務の委任</u> <u>(新設)</u>	<u>らない。</u> <u>(記録の整備)</u> <u>第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。</u> <u>2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第58条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</u> <u>第5章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u> <u>第62条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。</u> <u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線</u>

改正前	改正後
	<u>で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u> <u>（１） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u> <u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u> <u>（２） 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> <u>３ 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u> <u>４ 特定教育・保育施設等は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u> <u>（１） 第２項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使</u>

改正前	改正後
第53条 （略）	<u>用するもの</u> <u>（２） ファイルへの記録の方式</u> 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6 第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項」とあるのは「第６項において準用する第２項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 第63条 （略） <u>付 則（令和７年●月●日条例第●号）</u>

改正前	改正後
	<u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>

第 3 3 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例																									
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課																									
内 容	1 概要 小規模保育の保育士・保育ママの負担軽減と保育の質の向上、デジタル化推進のため、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布された。そのため、足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を行う。 2 改正内容 (1) 管理栄養士の追加（第 1 6 条） 給食を外部搬入している保育ママの栄養士による指導体制を改める。 <table><tr><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>栄養士</td><td>栄養士又は管理栄養士</td></tr></table> (2) 小規模保育の保育士配置基準の見直し（第 2 9 条・第 3 1 条） <table><tr><td>年齢</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>0 歳</td><td>乳児 3 人につき 1 人</td><td>変更なし</td></tr><tr><td>1 ～ 2 歳</td><td>幼児 6 人につき 1 人</td><td>変更なし</td></tr><tr><td>3 歳</td><td>児童 20 人につき 1 人</td><td>児童 15 人につき 1 人</td></tr><tr><td>4 ～ 5 歳</td><td>児童 30 人につき 1 人</td><td>児童 25 人につき 1 人</td></tr></table> ※ 区内の小規模保育施設は 0 ～ 2 歳児を対象としているが、3 ～ 5 歳児の受入れに関して、国の基準に合わせる形で修正を行う。 (3) 保育士配置の特例（付則第 6 条～第 8 条） 小規模保育 A 型は、朝夕の乳幼児が少ない時間帯等について、保育士と同等の知識・経験を有する者を保育士としてみなし、規定の範囲内で配置することができる。 <table><tr><td>乳幼児数</td><td>改正前</td><td>改正後</td></tr><tr><td>1 歳児 2 名 の場合</td><td>保育士(有資格者) 2 名</td><td>保育士(有資格者) 1 名 保育士と同等の者 1 名</td></tr></table> (4) 電磁的記録（デジタル形式）（第 4 9 条） 小規模保育・保育ママは、当該条例において書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録（デジタル形式）により行うことも可能とする。 (5) 自動車運行時の所在確認（第 7 条の 3） 小規模保育・保育ママは自動車運行時の乗車及び降車の際に、点呼等の方法により乳幼児の所在確認を義務化する。 3 新旧対照表 P 1 4 ～ 1 9 のとおり 4 施行年月日 令和 7 年 4 月 1 日	改正前	改正後	栄養士	栄養士又は管理栄養士	年齢	改正前	改正後	0 歳	乳児 3 人につき 1 人	変更なし	1 ～ 2 歳	幼児 6 人につき 1 人	変更なし	3 歳	児童 20 人につき 1 人	児童 15 人につき 1 人	4 ～ 5 歳	児童 30 人につき 1 人	児童 25 人につき 1 人	乳幼児数	改正前	改正後	1 歳児 2 名 の場合	保育士(有資格者) 2 名	保育士(有資格者) 1 名 保育士と同等の者 1 名
改正前	改正後																									
栄養士	栄養士又は管理栄養士																									
年齢	改正前	改正後																								
0 歳	乳児 3 人につき 1 人	変更なし																								
1 ～ 2 歳	幼児 6 人につき 1 人	変更なし																								
3 歳	児童 20 人につき 1 人	児童 15 人につき 1 人																								
4 ～ 5 歳	児童 30 人につき 1 人	児童 25 人につき 1 人																								
乳幼児数	改正前	改正後																								
1 歳児 2 名 の場合	保育士(有資格者) 2 名	保育士(有資格者) 1 名 保育士と同等の者 1 名																								

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日条例第54号	○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年 9 月30日条例第54号
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条—第21条）	第 1 章 総則（第 1 条—第21条）
第 2 章 家庭的保育事業（第22条—第26条）	第 2 章 家庭的保育事業（第22条—第26条）
第 3 章 小規模保育事業	第 3 章 小規模保育事業
第 1 節 小規模保育事業の区分（第27条）	第 1 節 小規模保育事業の区分（第27条）
第 2 節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）	第 2 節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）
第 3 節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）	第 3 節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）
第 4 節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）	第 4 節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）
第 4 章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）	第 4 章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）
第 5 章 事業所内保育事業（第42条—第48条）	第 5 章 事業所内保育事業（第42条—第48条）
第 6 章 事務の委任（第49条）	第 6 章 雑則（第49条・第50条）
付則	付則
第 1 条～第 5 条 （略） （保育所等との連携）	第 1 条～第 5 条 （略） （保育所等との連携）
第 6 条	第 6 条
1 （略）	1 （略）
2 （略）	2 （略）
（1） （略）	（1） （略）
（2）次項の連携協力を行う者の本来の業務の <u>追行</u> に支障が生じないよう うにするための措置が講じられていること。	（2）次項の連携協力を行う者の本来の業務の <u>遂行</u> に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
3～5 （略） （家庭的保育事業者等と非常災害）	3～5 （略） （家庭的保育事業者等と非常災害）
第 7 条 （略）	第 7 条 （略）
第 7 条の 2 （略）	第 7 条の 2 （略）

改正前	改正後
<u>(新設)</u> 第8条～第15条 (略) (食事の提供の特例) 第16条 (略) (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 第17条～第28条 (略) (職員) 第29条 1 (略) 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。	<u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u> <u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u> 第8条～第15条 (略) (食事の提供の特例) 第16条 (略) (1) (略) (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第21条第2項において同じ。）等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。 (3)～(5) (略) 第17条～第28条 (略) (職員) 第29条 1 (略) 2 保育士のは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。

改正前	改正後
(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 1 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 (略)	(1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略) 第30条 (略) (職員) 第31条 1 (略) 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 (略)

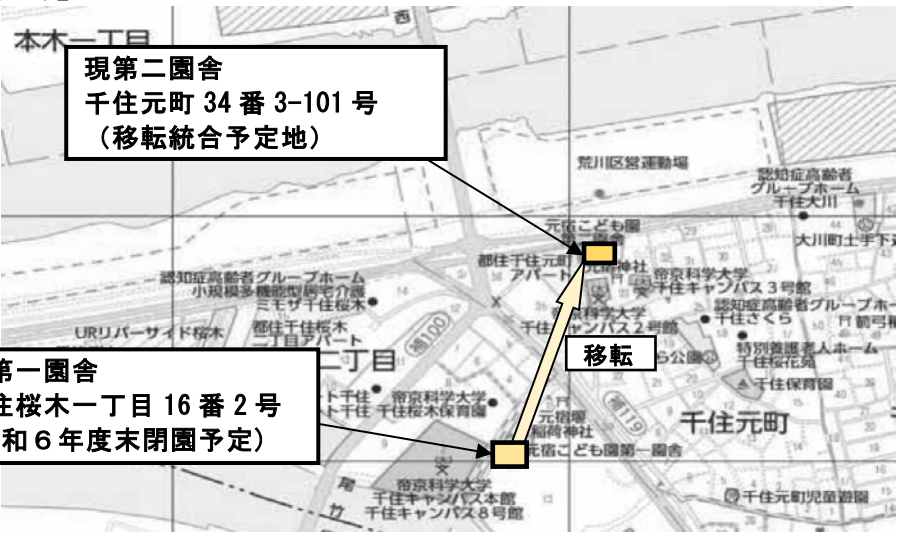
改正前	改正後
第32条～第43条（略） （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 1 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 （1） 乳児 おおむね3人につき1人 （2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略） 第45条～第46条（略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 1 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 （1） 乳児 おおむね3人につき1人 （2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人 （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 （略）	第32条～第43条（略） （保育所型事業所内保育事業所の職員） 第44条 1 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 （1） 乳児 おおむね3人につき1人 （2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略） 第45条～第46条（略） （小規模型事業所内保育事業所の職員） 第47条 1 （略） 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち6割以上は保育士とする。 （1） 乳児 おおむね3人につき1人 （2） 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人 （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 （略）

改正前	改正後
第48条 (略) <u>第6章 事務の委任</u> <u>(新設)</u> (事務の委任) <u>第49条</u> 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。 付 則 第1条～第5条 (略) <u>(新設)</u>	第48条 (略) <u>第6章 雑則</u> <u>(電磁的記録)</u> <u>第49条</u> 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 (事務の委任) <u>第50条</u> 区長は、この条例に定める事務を足立区教育委員会に委任する。 付 則 第1条～第5条 (略) <u>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</u> <u>第6条</u> 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を置かなければならない。

改正前	改正後
	第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「<u>小規模保育事業所A型等</u>」という。）において、<u>開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u> 第8条 前条の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、<u>第29条第3項若しくは第44条第3項又は前条の規定により保育士とみなされる者を除く。</u>）を、<u>保育士の数（前条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>

第34号議案説明資料

令和7年3月13日

件名	足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内容	1 改正の理由 千住地域の保育需要数の低下や、元宿こども園の在園児童の減少に伴い、元宿こども園の第一園舎と第二園舎を統合し、幼保連携型認定こども園から保育所型認定こども園に類型を変更するため、条例改正を行う。 2 主な改正内容（新旧対照表はP21～22） 第2条（幼保連携型認定こども園の設置に関する規定）から元宿こども園を削除する。 第3条及び4条（保育所型認定こども園の設置及び運営に関する規定）に元宿こども園を追加する。 3 施行年月日 令和7年4月1日 4 その他 現第一園舎（築56年）は、暫定的に区立園（全30園）用の物品等の保管場所として利用し、庁内で跡地の利活用を検討していく。 【参考】  現第二園舎 千住元町 34 番 3-101 号 （移転統合予定地） 現第一園舎 千住桜木一丁目 16 番 2 号 （令和6年度末閉園予定） 移転 ※ 幼保連携型認定こども園 幼稚園と保育所が元々は別の園舎であったが、単一の連携施設として機能を果たしている認定こども園 ※ 保育所型認定こども園 園舎が1か所の認可保育所が、幼稚園機能を備えることで機能を果たしている認定こども園

足立区立認定こども園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後										
○足立区立認定こども園条例 平成23年10月 3 日条例第35号 改正 平成26年 9 月30日条例第57号 平成27年 3 月18日条例第29号 平成27年 3 月18日条例第30号 平成27年 3 月19日条例第37号 足立区立認定こども園条例を公布する。 足立区立認定こども園条例 第1条 (省略) (認定こども園の設置) 第2条 法第16条の規定に基づく認定こども園を設置する。 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立元宿こども園</td><td>第一園舎 足立区千住桜木一丁目16番2号 第二園舎 足立区千住元町34番3—101号</td></tr> <tr> <td>足立区立鹿浜こども園</td><td>第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号 第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4—101号</td></tr> </table> (保育所の設置) 第3条 認定こども園を構成する保育所として、児童福祉法第35条第3項の	名称	位置	足立区立元宿こども園	第一園舎 足立区千住桜木一丁目16番2号 第二園舎 足立区千住元町34番3—101号	足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号 第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4—101号	○足立区立認定こども園条例 平成23年10月 3 日条例第35号 改正 平成26年 9 月30日条例第57号 平成27年 3 月18日条例第29号 平成27年 3 月18日条例第30号 平成27年 3 月19日条例第37号 足立区立認定こども園条例を公布する。 足立区立認定こども園条例 第1条 (省略) (認定こども園の設置) 第2条 法第16条の規定に基づく認定こども園を設置する。 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立鹿浜こども園</td><td>第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号 第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4—101号</td></tr> </table> (保育所の設置) 第3条 認定こども園を構成する保育所として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第3項の規定に基づき、足立区立保育所を設置する。	名称	位置	足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号 第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4—101号
名称	位置										
足立区立元宿こども園	第一園舎 足立区千住桜木一丁目16番2号 第二園舎 足立区千住元町34番3—101号										
足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号 第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4—101号										
名称	位置										
足立区立鹿浜こども園	第一園舎 足立区鹿浜五丁目25番11号 第二園舎 足立区鹿浜五丁目24番4—101号										

改正前	改正後																				
2 前項に定める区立保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (認定こども園の運営) 第4条 (省略) 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (事業及び利用者) 第5条 (省略) 2 前項第1号及び第3号に定める事業を利用できる者は、認定こども園に入園している幼児とし、第2号及び第4号に定める事業を利用できる者は、教育委員会規則で定める。 第6条から第20条まで (省略)	名称	位置	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号	名称	位置	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号	2 前項に定める区立保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立元宿こども園</td><td>足立区千住元町34番3-101号</td></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (認定こども園の運営) 第4条 (省略) 2 前項に定める認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>足立区立元宿こども園</td><td>足立区千住元町34番3-101号</td></tr> <tr> <td>足立区立おおやたこども園</td><td>足立区大谷田二丁目1番9号</td></tr> </table> (事業及び利用者) 第5条 (省略) 2 前項第1号及び第3号に定める事業を利用できる者は、認定こども園に入園している幼児とし、同項第2号及び第4号に定める事業を利用できる者は、教育委員会規則で定める。 第6条から第20条まで (省略) 付 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。	名称	位置	足立区立元宿こども園	足立区千住元町34番3-101号	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号	名称	位置	足立区立元宿こども園	足立区千住元町34番3-101号	足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号
名称	位置																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				
名称	位置																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				
名称	位置																				
足立区立元宿こども園	足立区千住元町34番3-101号																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				
名称	位置																				
足立区立元宿こども園	足立区千住元町34番3-101号																				
足立区立おおやたこども園	足立区大谷田二丁目1番9号																				

第 3 5 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	訴えの提起について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	1 訴えの提起の理由 足立区立新田三丁目なかよし保育園の指定管理者であった相手方に対し、「足立区立新田三丁目なかよし保育園の管理運営に関する年度協定書」に基づき概算払で支払った令和 2 年度の管理運営委託料の精算額について、当区への支払いに応じないため訴えを提起する。 2 相手方 社会福祉法人 朝陽会 （東京都足立区日ノ出町 1 5 番 1 号） 理事長 田澤 博実 3 指定管理施設 足立区立新田三丁目なかよし保育園 （令和 2 年 1 1 月 3 0 日付で指定管理者の指定取消し） 4 訴訟物の価額 4, 0 2 1, 1 7 6 円 5 これまでの経過 P 2 4 「相手方とのこれまでの経過について」 6 今後の方針 本議案が可決された際には、速やかに東京地方裁判所に対し訴えを提起する。

【相手方とのこれまでの経過について】

日付	経過
平成25年 7月1日	新田三丁目なかよし保育園開設 (指定管理者：社会福祉法人南流山福祉会（現・社会福祉法人朝陽会）)
令和元年 6月25日	職員の給与支払いの遅延が発生（同月27日に支払いを確認）
令和2年 1月6日	千葉県（当時の所轄庁）が社会福祉法人南流山福祉会（以下、相手方という）に計算書類等の未届出、不適正な会計処理等についての勧告を実施
6月16日	流山なかよし保育園園長等が提起した未払給与請求訴訟において、総額5千万円超の支払を命じる判決
6月30日	職員の賞与支払いの遅延が発生（7月10日に支払いを確認）
7月14日	区が相手方に賞与支払い遅延についての説明を求める文書を送付
7月29日	相手方の口座が差押えとなる
8月7日	区が相手方に今後の資金繰りについて説明を求める文書を送付
9月10日	相手方から説明がないため、区から再度提出を求める文書を送付
11月2日	足立区及び流山市が法人に支払う保育所運営費に係る債権差押命令
11月13日	区から相手方へ園運営継続意思確認のための文書照会
11月20日	区が東京法務局に対し、債権差押えに係る運営費相当額を供託
11月26日	11月2日付の運営費にかかる債権差押命令により資金繰りが困難となり、指定管理者として新田三丁目なかよし保育園の管理運営業務を履行できないとして、法人理事会にて区に対し基本協定書に基づき指定管理者の指定取消しを求める旨を決議し、その旨を区に文書で通知
11月27日	聴聞実施（相手方欠席）
11月30日	区が相手方の指定管理者の指定を取消し
12月1日	区が新田三丁目なかよし保育園の直営を開始
12月11日	区から相手方へ概算払いで支払済の運営費精算のため、金額内容確認のための通知文を送付
令和3年 3月12日	区から相手方へ再度精算金額確認依頼及び収支報告書提出の催促の通知文を送付
3月31日	区算定金額（4,021,176円）による支払請求書類を送付
4月	相手方の法人本部が足立区に移転（以後、足立区が所轄庁となる）
6月25日	請求に対する督促を実施
9月13日	相手方から区に対し、区が支払った過年度の運営費に不足があるとして、37,475,988円の請求。区は相手方の請求に理由はないとして応じず
11月5日	相手方の法人名称が社会福祉法人朝陽会に変更
令和4年 4月1日	区直営で運営していた新田三丁目なかよし保育園が全入園児の卒園に伴い閉園
	以降、区と相手方とで協議のため文書のやり取りや面談を複数回実施するものの現在に至るまで支払いは実行されず
令和6年 7月26日	4,021,176円の支払いを求め民事調停を申立て
10月2日	第1回民事調停期日
11月13日	第2回民事調停期日。調停不成立により民事調停手続終了

第 3 6 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件 名	火災に関する和解について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内 容	1 概要 令和 6 年 6 月 1 9 日未明、指定管理者が管理運営を行う足立区立五反野保育園において火災が発生し、1 階事務室の建物の一部及び火災報知器が損傷した。 この火災に対し、指定管理者が加入する火災保険を活用し「足立区立五反野保育園の管理運営に関する基本協定書」に基づき原状復旧が行われたが、当該保険の保険会社より示談書の提出を求められた。 当該示談については民法上の和解契約に該当するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号に基づき議案を提出する。 2 主な内容 (1) 相手方 株式会社日本保育サービス (愛知県名古屋市中村区名駅二丁目 3 8 番 2 号オーキッドビル 7 F) 代表取締役 坂井 徹 (2) 指定管理施設 足立区立五反野保育園 (足立区足立二丁目 2 6 番 1 4 号) (3) 原因・損傷範囲 充電していたアルコールディスペンサーのリチウム電池から出火 1 階事務室の内壁 4 m²、天井 1 m²、床若干及び火災報知器が損傷した。 (4) 和解の要旨 ア 令和 6 年 6 月 1 9 日未明、相手方が管理運営を行う足立区立五反野保育園において発生した火災により、1 階事務室の建物の一部及び火災報知器が損傷し、損害が次の価格であることを確認する。 金 4, 1 4 4, 7 7 0 円 イ 上記アによって発生した損害を「足立区立五反野保育園の管理運営に関する基本協定書」第 2 3 条、第 2 4 条及び第 2 5 条に基づき原状に復したことを確認する。 ウ 上記アの火災に関し、債権債務関係がないことを確認する。 3 今後の方針 本議案が可決された際には、速やかに示談する。

第 3 7 号議案説明資料

令和 7 年 3 月 1 3 日

件名	足立区立保育所の指定管理者の指定について																							
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課																							
内 容	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、議会の議決を経て指定管理者として指定する。																							
	1 対象施設																							
	<table><tr><th>名称</th><th>施設所在地</th></tr><tr><td>やよい保育園</td><td>足立区中央本町一丁目 9 番 3 － 1 0 5 号</td></tr><tr><td>さつき保育園</td><td>足立区江北一丁目 1 5 番 3 － 1 0 3 号</td></tr><tr><td>せきや保育園</td><td>足立区千住関屋町 1 6 番 1 号</td></tr><tr><td>興本保育園</td><td>足立区扇三丁目 2 4 番 1 4 号</td></tr><tr><td>竹の塚北保育園</td><td>足立区竹の塚六丁目 1 8 番 2 号</td></tr></table>	名称	施設所在地	やよい保育園	足立区中央本町一丁目 9 番 3 － 1 0 5 号	さつき保育園	足立区江北一丁目 1 5 番 3 － 1 0 3 号	せきや保育園	足立区千住関屋町 1 6 番 1 号	興本保育園	足立区扇三丁目 2 4 番 1 4 号	竹の塚北保育園	足立区竹の塚六丁目 1 8 番 2 号											
	名称	施設所在地																						
	やよい保育園	足立区中央本町一丁目 9 番 3 － 1 0 5 号																						
	さつき保育園	足立区江北一丁目 1 5 番 3 － 1 0 3 号																						
	せきや保育園	足立区千住関屋町 1 6 番 1 号																						
	興本保育園	足立区扇三丁目 2 4 番 1 4 号																						
	竹の塚北保育園	足立区竹の塚六丁目 1 8 番 2 号																						
	2 指定管理料（見積り金額（税込み））																							
指定管理料は、「足立区公設民営保育園管理運営委託料支出要綱」の規定に基づき、実績に応じて精算処理を行っている。したがって、全ての施設において非精算の指定管理料は存在しない。																								
<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">定員 ※1</th><th>指定管理料</th></tr><tr><th>前回選定時指定管理料</th></tr><tr><td rowspan="2">やよい保育園</td><td rowspan="2">100</td><td>2 0 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 8 2 , 5 3 4 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）</td></tr><tr><td rowspan="2">さつき保育園</td><td rowspan="2">100</td><td>2 3 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>2 0 4 , 7 8 4 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）</td></tr><tr><td rowspan="2">せきや保育園</td><td rowspan="2">75</td><td>1 5 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 2 1 , 6 8 1 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）</td></tr><tr><td rowspan="2">興本保育園</td><td rowspan="2">109</td><td>1 9 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 4 1 , 7 6 6 , 0 0 0 円 （平成 2 8 年度）※2</td></tr><tr><td rowspan="2">竹の塚北保育園</td><td rowspan="2">117</td><td>2 0 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円</td></tr><tr><td>1 7 1 , 7 0 5 , 0 0 0 円 （平成 2 8 年度）※2</td></tr></table>	名称	定員 ※1	指定管理料	前回選定時指定管理料	やよい保育園	100	2 0 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円	1 8 2 , 5 3 4 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）	さつき保育園	100	2 3 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円	2 0 4 , 7 8 4 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）	せきや保育園	75	1 5 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円	1 2 1 , 6 8 1 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）	興本保育園	109	1 9 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円	1 4 1 , 7 6 6 , 0 0 0 円 （平成 2 8 年度）※2	竹の塚北保育園	117	2 0 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円	1 7 1 , 7 0 5 , 0 0 0 円 （平成 2 8 年度）※2
名称			定員 ※1	指定管理料																				
	前回選定時指定管理料																							
やよい保育園	100	2 0 9 , 0 0 0 , 0 0 0 円																						
		1 8 2 , 5 3 4 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）																						
さつき保育園	100	2 3 1 , 0 0 0 , 0 0 0 円																						
		2 0 4 , 7 8 4 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）																						
せきや保育園	75	1 5 5 , 0 0 0 , 0 0 0 円																						
		1 2 1 , 6 8 1 , 0 0 0 円 （平成 2 6 年度）																						
興本保育園	109	1 9 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円																						
		1 4 1 , 7 6 6 , 0 0 0 円 （平成 2 8 年度）※2																						
竹の塚北保育園	117	2 0 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円																						
		1 7 1 , 7 0 5 , 0 0 0 円 （平成 2 8 年度）※2																						
※1 0 歳児保育の有無や各クラスの定員により単価が変動するため、必ずしも定員と指定管理料は比例していない。																								
※2 興本保育園と竹の塚北保育園は、前回選定時（平成 2 6 年度）は区立であったため、指定管理初年度（平成 2 8 年度）の金額を表示する。																								

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで（10年間）
ただし、せきや保育園は令和8年4月1日から令和16年3月31日まで（8年間）

4 指定管理者の候補者、応募事業者数、現在の指定管理者

現在の指定管理者は、候補者に同じ。

名称	候補者	応募者数
	所在地	
やよい 保育園	社会福祉法人博友会（代表者 川下 勝利）	2者
	東京都足立区西新井栄町一丁目7番8号	
さつき 保育園	社会福祉法人江北会（代表者 野口 澄夫）	2者
	東京都足立区江北三丁目17番4号	
せきや 保育園	社会福祉法人桑の実会（代表者 濱野 賢一）	4者
	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘六丁目2835番地2	
興本 保育園	社会福祉法人太陽会（代表者 北守 正子）	3者
	東京都足立区鹿浜五丁目28番18号	
竹の塚北 保育園	社会福祉法人三樹会（代表者 細野 智樹）	4者
	埼玉県さいたま市南区鹿手袋四丁目17番22号	

5 候補者となった理由・ポイント

名称	ポイント
やよい 保育園	危機管理対応の実行性や、園長の適性及び姿勢が優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。
さつき 保育園	保育・教育の取組の実行性や既存園実地調査の項目が高く、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者と考えられる。
せきや 保育園	人材の確保・育成及び職員管理の実行性が高く、既存園実地調査の評価も優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。
興本 保育園	保育・教育の取組の実行性が高く、既存園実地調査の評価も優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。
竹の塚北 保育園	保育・教育の取組の実行性が高く、園長の適性や姿勢の評価も優れており、現在のサービスを維持できる水準以上の事業者であると考えられる。

6 候補者となった経過

(1) 公募

令和6年4月25日～同年5月27日

(2) 財務状況調査の結果

名称	候補事業者	財務状況調査の結果
やよい 保育園	社会福祉法人 博友会	「最適合」 【税理士コメント】 令和4年度になりコロナの影響を脱してきている。課題は特になし。企業の持続可能性は問題なし
さつき 保育園	社会福祉法人 江北会	「最適合」 【税理士コメント】 人件費が増加しているものの、借入金がなく安定しており、持続可能性は問題なし
せきや 保育園	社会福祉法人 桑の実会	「適合」 【税理士コメント】 固定比率が基準値を超えているが、その他の項目は基準値をクリアしている。借入が多いが利益も順調に推移しており、問題なく返済に充てられている。安定性、持続可能性ともにあると判断し適合とした。
興本 保育園	社会福祉法人 太陽会	「最適合」 【税理士コメント】 財務内容は安定している。課題は特になし。企業の持続可能性もある。
竹の塚北 保育園	社会福祉法人 三樹会	「最適合」 【税理士コメント】 財務内容は安定している。課題は特になし。企業の持続可能性もある。

(3) 選定審査会

ア 審査会開催状況

開催	開催日	内 容
第1回	令和6年7月31日	第一次選考（書類選考）
第2回	令和6年8月6日 8月7日	第二次選考（事業者、園長予定者ヒアリング等）

イ 審査委員構成（計 9 名）

種別	氏 名	役 職 等
学識経験者 (有識者含む)	佐々木 由美子 【委員長】	東京未来大学こども心理学部 こども心理学科教授
	大石 亜希子	千葉大学大学院 社会科学研究院教授
	富岡 麻由子	帝京科学大学教育人間科学部 幼児保育学科准教授
	房野 裕介	公認会計士、税理士
団体代表	杉田 直子	足立区民生・児童委員協議会
	高橋 俊哉	足立区社会福祉協議会 福祉事業部長
区職員	千ヶ崎 嘉彦	福祉部長
	馬場 優子	衛生部長
	楠山 慶之	子ども家庭部長

ウ 審査項目及び審査結果

別添資料 1 「足立区立保育所の指定管理者の指定について」を参照

エ 審査会からの付帯事項（抜粋）

名称	付帯事項
やよい 保育園	園長予定者について、現在の保育理念等を適切に継承すること。
さつき 保育園	若い保護者をはじめ、様々な保護者にも受け入れられる柔軟な対応を検討し導入すること。また、保育理念等を継承できる園長予定者の育成に努めること。

※ 上記以外に付帯事項はない。

オ 労働条件審査等

選定審査会において、候補となった事業者に対し、社会保険労務士 2 名による労働条件審査を実施した。

その結果、竹の塚北保育園を運営する社会福祉法人三樹会を除く 4 者に指摘事項があったが、是正対応の確認を行い、全ての候補者が合格となった。

7 候補者の職員平均継続年数及び平均給与

別添資料 1 「足立区立保育所の指定管理者の指定について」の指定管理者候補者の概要を参照

8 添付資料

足立区立保育所の指定管理者の指定について（別添資料 1）

9 今後の方針

本議案が可決された際には、足立区教育長と事業者代表者との間で協定書を締結する。